

成人年齢の引き下げ(令和4年4月～)と式典について(お知らせ)

民法の一部改正に伴い、令和4年4月1日から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。そこで、次の2点についてまとめましたので、ご留意をお願いいたします。

- (1) 令和4年4月以降、「18歳になるとできること」、「これまでどおり20歳にならないとできないこと」について

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと(これまでと変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none"> ◆親の同意がなくても契約できる <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードをつくる ・一人暮らしの部屋を借りる ◆10年有効のパスポートを取得する ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る ◆結婚 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。 ◆性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる <p>※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆飲酒をする ◆喫煙をする ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う ◆養子を迎える ◆大型・中型自動車運転免許の取得

※政府広報オンラインより

- (2) 式典の対象者について(令和4年度以降)

本村では成人年齢引き下げを受け、**令和4年度以降の式典の対象者**について検討してまいりました。その結果、18歳を対象とした場合、対象者の多くは高校3年生であり、受験・進学や就職準備などと重なり精神的・経済的にも負担が大きくなることや、飲酒・喫煙などは現行どおり20歳になって許容されることから、20歳が引き続き重要な節目となることを考慮し、本村では現行どおり**20歳を対象とした式典の開催**を予定しています。



- 佐那河内村立図書館(農振センター3階)
- 開館時間 / 平日 9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00
- 閉館日 / 土・日・祝日・年末年始
- お問い合わせ 教育委員会 図書館担当



本の展示会「絵本の世界」を開催しました

7月13日(火)、本の展示会「絵本の世界」を開催しました。農振センター2階小和室にて、0~2歳児を対象とした絵本や大型絵本を展示したところ、当日開催された離乳食講習会や歯科・栄養相談に参加されたご家族にお立ち寄りいただきました。大型絵本をめくって楽しんでいただいたり、村立図書館の本を借りていただいたり、それぞれに絵本とふれあう時間を過ごしていただきました。ご来場いただいたみなさま、ありがとうございました。

本年度は、12月14日(火)と3月8日(火)の10:00~14:00に本の展示会を開催する予定です。

※8月20日(金)まで、館内で企画展示『スター・ウィーク~星に親しもう~』を開催しています。ぜひお立ち寄りください。

